

議会改革検討調査会記録

1 日 時 平成30年1月23日（火曜日）

開 会 午前10時05分

閉 会 午前11時21分

2 場 所 第1委員会室

3 出席委員 14人

座 長 柞 山 数 男

副座長 江 西 照 康

委 員 久 保 大 憲

// 竹 田 勝

// 上 野 蛭

// 木 下 章 広

// 押 田 大 祐

// 高 田 真 里

// 大 島 満

// 尾 上 一 彦

// 村 石 篤

// 佐 藤 則 寿

// 赤 星 ゆかり

// 村 家 博

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局次長	岡地 聡
議事調査課長	福原 武
議事調査課主幹	坂口 輝之
議事調査課副主幹	石黒 隆司
議事調査課主任	金井 沙織

6 協議結果について

(1) 反問権（逆質問・反論）の付与について

（提案の趣旨：質問の趣旨を確認することは認められることとしたが、逆質問や反論についても検討する。）

現状どおりとする。（質問の趣旨の確認のみ認めることとする。）

(2) 分割質問の導入について

（提案の趣旨：現行の一括質問において、市民は何について答弁をしているのか、わかりづらい。項目ごとに質問と答弁を行う「分割質問方式」を導入すべきである。）

継続して協議する。（市民にわかりやすい質問・答弁手法について、事務局において調査・研究を進め、次回開催時に改めて協議を行うこととする。）

(3) 議会改革検討調査会等における議論の尊重について

（提案の趣旨：例えば、議会改革検討調査会において議論されている件について請願がなされた場合、請願内容が本会議において採決されてしまい、本調査会の議論そのものが形骸化するおそれがある。紹介議員制をとっている以上、請願者にその旨を理解してもらうよう対策すべきである。）

従来から、富山市議会においては、請願の審査に限らず、個別の案件に対し、議員個々がこれまでの議論のプロセスも十分に尊重した上で、それぞれの立場と良識に基づいた判断をしてきており、今後も、果たすべき議会の役割を認識して丁寧に取り組んでいくこととする。

7 会議の概要

座長 ただいまから、議会改革検討調査会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）について諮る
…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 協議に先立ち、調査会記録の署名委員に、久保委員、竹田委員を指名いたします。これより、本日の協議事項に入ります。協議事項及び提案の趣旨は、お手元に配付のとおりであります。

きょうの協議事項は3件を予定しております。

1番目は「反問権（逆質問・反論）の付与について」、2番目は「分割質問の導入について」、3番目は「議会改革検討調査会等における議論の尊重について」であります。

それでは、1番目の反問権（逆質問・反論）の付与について、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

このことについては、公明党さんのほうから、質問の趣旨を確認することは認められ

ることとしたが、逆質問や反論についても検討するということで、協議事項に上げていただいたわけですが、公明党さんから何かございますか。

佐藤委員

今、座長から読み上げていただいたとおり、私ども富山市議会では、議会運営に関する申合せ事項の中に、当局説明員が質問内容を確認する発言を行う場合は、議長の許可をもってそれを認めるということになっております。これは、全国的な議会の動向等もしっかりと議論をした上で、また、調査をしながらということですが、この1年間の議会の状況を見まして、現実的にはまだまだ我が富山市議会においては、時期尚早かなという思いもございますけれども、あくまでも一旦検討をするという意味で、議題として上げさせていただきました。私の意見ばかりではなく、忌憚のない意見を伺った上で、現状での富山市議会のあり方に反映をしていただければという思いでおります。

座長

ほかに意見はございませんか。

村石委員

結論から言うと、現状の議会の中では、現在の申合せ事項で大きな不都合というか、

お互いに、議会と当局との間の議論について不十分というようなことは、現状の中では考えていないので、結論としては継続して議論をすべきだと思います。それと、反論ということがありますがけれども、当局は、議員の質問に対してどれだけでも反論する権利はあるわけで、議員の考え方に対して、違っていますよと、自分たちはこういう考えですよと、質問に対する反論、考え方や見解に対する反論は今も認められていると思います。問題は、この逆質問です。逆質問の中身をいろいろと見ていくと、例えばの話、ある資料に基づいて質問をしたとする。だけど、当局側からすると、この資料の見方はこうではないですか、という反論もできることになる—逆質問ですね、資料の見方が違っているのではないですかという質問にもなる。そういう意味では、今までの議会の答弁を十分に分析して、本当にこういうことが必要だと、議員みんなが、会派みんなが思えるようになるまで、継続して審議したほうがいいというぐあいに思います。

座長

反論だけではなく、逆質問もあるわけです。要するに、現況から言うと市長から質問している議員に、そのことはどこから調べま

したかとか、そういう逆質問も出てくるわけです。少し一緒に思っておられるような気がしたものですから。

久保委員

この一般質問の、一括質問一括答弁方式に関しては、今、議会開始時に、原稿を当局側に最初に全部出しているような状態です。そう考えると、それをもって向こうはいろいろな調査なり回答を考える中で、当然、いろいろなやり取りを皆さんとやられていると思いますので、この一括質問一括答弁方式に関しては、そもそも逆質問や反問というものが出てくるものではないのだろうなと思っています。ただ、一問一答方式に関しては、現在の運用の中でも、反問とまでは言わないのですけれども、やり取りの中で、多少こういったやり取りがあるというふうに考えておりました、あえてこれを今、どうしてもルール上に明記しなければならないというふうには思っておりませんし、先日の議会基本条例の研修会の際に講師の方からもありましたが、当局側の情報のほうが圧倒的に多い中で、本会議において、例えば感情的に議員側への反論をされてしまうと、私たち議会としての尊厳といえますか、そういったものを保つこともできなくなる可能性も出てきますので、こういっ

たものについては、しっかりと当局と事前協議を重ねることで、あえて明記する必要はないかなと思います。

赤星委員

私も、現在の質問の趣旨がわからないとか、そういう確認をしたい場合は、議長の許可を得てできるということで、今現在は十分だというふうに思っております。それから、逆質問や反論ということまでいきますと、当局のチェックをするという、議会としての一般質問の意味合い、質問の時間が、今制限されている中で、当局の一方、久保委員がおっしゃいましたように、圧倒的に情報量が多い当局から逆質問や反論をされるということが起きますと、チェック機能の低下といえますか、そういうことにもつながるのかなと思いますので、今現在、現状の富山市議会では、これを取り入れることは、必要性を感じておりません。

佐藤委員

皆さんの意見のとおり、私も現状どおりということで賛成をいたします。けれども、考え方として、あえてこれをテーマとして出させていただいた、その思いといいますのは、1つは市民にわかりやすい議会をということで一問一答方式等も取り入れている状況の中で、質問について趣旨がわかり

づらい点は、当局がこういう点ですねと一やはり抽象的な表現ですと、なかなか答弁もしづらいということですので、それは認めようというところまでは前進しています。しかし、もっと先の将来を見据えて、私が提案申し上げたのは、ずっと先になるかもしれませんが、あくまでも二元代表制の中で、例えば先般も提案しましたけれども、政策提言みたいなものが、議会側から出せるような時代が来たときには、当然、当局側も議会に対して、これについてはどうですかと一当然、圧倒的なスタッフ量の違いはありますので、十分に太刀打ちできないということは、おっしゃるとおりなのですけれども、あえて掲げた本旨は、そういった二元代表制を見据えたテーマだということです。先般の研修会で講師の方もおっしゃっていたとおり、現状の地方自治法の中では、どこまで認められるのかということ、大変厳しい状況であるということも十分にわかります。そういう意味でも、テーマとして掲げて議論をすればという思いです。ありがとうございました。

座長

大宗が出たと思imasuので、このことについては、現状どおりということでもまとめさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。
次に、分割質問の導入についてであります。
このことについては、会派 誠政さんから
の提案ですが、何かございますか。

尾上委員 ここにも記載してありますとおり、現行、
一括質問一括答弁方式を選択した場合、ど
うしても当局からの答弁は、言い方が悪い
かもしれませんが、答弁者のランク順で答
弁をされますので、大項目の中で3つほど
質問があっても、大項目順にやっていくわ
けではなく、答弁者のランク順に、あっち
の大項目、こっちの大項目というような答
弁になって、一般市民には非常にわかりに
くいかなというふうに思っております。当
局もいろいろと配慮をしていただいて、
何々何々について答弁しますというふうに、
答弁に入る前に言っていただいておりますの
で、ある程度は、何も持たない人でもわか
るのかなという思いはありますが、今、富
山県議会では分割質問分割答弁方式を取り
入れられておりまして、先日たまたま、県
議会の分割質問を見させていただいたの
ですが、県議会は一問一答方式の質問席が
ないものですから、どうしても、一々前へ

出て行って引っ込んで、前へ出て行って引っ込んでと非常に一あんなことをやっていたのでは、かえって市民に納得してもらえそうな議会にはならないのではないかという思いもある中で、どうしたらわかっていただけるかということで、こういうテーマを上げさせていただきました。

座長 ほかの委員から、何か御意見はございませんか。

村石委員 分割質問の導入については、傍聴者や市民の皆さんにわかりやすくするという方向では、賛成です。基本的には大項目で議員が質問をする。その後は、一問一答方式の質問席に戻って答弁を聞き、再質問などをすると。再質問がなければ、また演壇に行っ
て質問をするということにすれば、いいのではないかと思います。自席まで戻ると、遠い人は議員のずっと後ろの席まで戻らなければいけないので、一問一答方式の質問席で分割してやればいいというぐあいに思います。

尾上委員 やり方はいろいろあると思うのです。分割質問方式を取り入れているという議会もあるように聞いていますので、やり方につい

ては、もしやるという話になったときに検討していただければいいかなというふうには思いますが、当市議会では一問一答方式というものを取り入れていますけれども、どうも、最近聞いておりますと、分割質問的な意味合いで使われているような節がある一節があると言うと語弊があるかもしれませんが、何かそんな感じがして、私自身はものすごく違和感を持っているところがありまして、そうなのであれば、分割質問も取り入れたらどうかということで、こういったことを提案させていただいたのです。それが悪いのかというと悪くないのかもしれませんが、どうなのかなということ私自身、感じておりましたので、そのあたりも含めて検討していただければというふうに思います。

竹田委員

分割質問については、なかなか意義があることだとは思っています。しかし、今の一括質問一括答弁方式と一問一答方式の中で、改善を試みる、あるいは、質問の内容、質問の趣旨をしっかりと伝える。傍聴者にわかりにくいということは、傍聴者、市民の方だけではなくて、実は私自身も時々わかりにくいなというように思うわけですね。これはやはり、その部分をわかりやすくする

努力をしていくのはもちろんなのですが、やはり一定の限度があって、そんなにクリアになるわけではないと思うのです。質問者が一番よく理解しているわけで、それをその精神まで共有することはなかなか難しいので、誠政さんのおっしゃる趣旨もよく理解できるのですが、さらに検討を加えて、こういう第3の質問の仕方をどうしても設けなければいけないということに立ち至ったときには、やればよいと思うのですが、今ここで、この新たな質問方式を取り入れて、3つの質問方式を並行していくということは、方法論が多岐にわたり過ぎるというか、今の時点では何か少し、時期尚早かなということが、私の意見です。

久保委員

竹田委員がそう言われた後だと話しぶらいところがあるのですが、まず私が議員になって、特に一括質問一括答弁方式の場合は、事前に原稿を書いておりますので、我が会派の質問者の質問原稿は手元にあって、質問を聞きます。原稿が手元にあっても、今、どの質問の答弁をしているのか追っていくのが結構大変な状態ですが、インターネットの放送も始まりましたし、この後、ケーブルテレビ中継も始まりますので、そういった中で、一般市民の方が資料なしで、ど

この答弁をしているのか、こんな質問をしていたのかなというような感覚すら覚える中で、もう少し整理をして、分割質問の導入については前向きに一方法論はいろいろあると思うのですけれども、私は分割質問方式というものは導入していくべきだというふうに考えております。まず、市民の方にわかりやすくということもそうですし、実際に県議会でも、傍聴に来られた方は、通常の一括質問一括答弁方式よりかはわかりやすいという評価をされているところもありますので、市民目線に立つと、これは導入してもいいのではないのかなというふうに思っております。あとは、選択できることが大前提になります。もう1つ、場合によっては、一般質問が大変多岐にわたる、質問内容が多いときに、先ほど言われた、部長の答弁の順番で、真ん中の質問だけ回答がないとか、そういったケースが出てきたときに、後で私たちがチェックしようとする、議事録から検索をするのも、なかなか難しいと。回答したのかどうかチェックする上でも、少し難しい側面が出てくるので、そういった背景も踏まえると、この分割質問というのは、選択肢としてあってよいのではないかと考えます。

押田委員

私も分割質問という手法が、一般質問においてあってもよいのではないかなと思います。一括質問一括答弁方式、一問一答方式、分割質問分割答弁方式を、議員の性質、または質問内容によって使い分けることによって、当局をただす手法が増えるという意味では、賛成をさせていただきます。そして、誠政さんのそもそもの提案の趣旨に關しましては、市民が何について答弁をしているのかわかりづらいということが大前提でした。久保委員も言われたようにわかりやすく、これからケーブルテレビ中継も入ってくるということですが、質問に対して答弁が飛んでいくからわかりづらいのだと思います。つまり、質問順にお答えいただければ、全く一問一答方式ですとそのままですけれども、一括質問一括答弁方式であろうとも分割質問であろうともいいのだとは思いますが、先ほど言われましたとおり、何か答弁者のランク順というものがあるらしくて、私にはなぜこのランク順で答えなければならないのか全く一ちょっと皆さん和やかになられましたけれども、市民はもっと、ランク順で答えたから順番が飛んでいるということ、果たしてどれだけ理解していただけるのかというふうに思っています。議会改革であるのであれば、

議員ももっと質問の順番を考えることも必要ですけれども、同じ議会に出ている当局のほうも、答弁の順番についてランク順というものを一度考えていただいて、質問順に答弁するということを検討していただくことが肝要ではないかというふうに思っております。

木下委員

皆さんのお話をお聞きする中で、私も、一括質問一括答弁方式よりも分割質問方式を導入することによって、質問のテーマというか、大項目ごとに質問を投げかけ、そして答弁を得られるということで、ほかの聞いている議員自身、そして市民の方、傍聴者の方、皆さんがわかりやすくなるだろうと思います。私としては、このまま導入に向けて検討を進めていくことは賛成なのですが、もし可能であれば、この分割質問の導入ということで、一般質問のあり方について、新しい方法を検討するというのであれば、全国の他の議会の一般質問の方法、やり方等に関しても研究を深めまして、富山市議会におけるよりよい質問のあり方、方法というものを、さらに深めていってもいいのではないかなというふうに考えております。

上野委員

今まで、ほかの委員の方もおっしゃっていただきましたが、やはり、議会改革の中で一番重要なことが、わかりやすさという点なのかなというふうに私どもは考えておりますので、分割質問の導入に関しては、前向きに検討していただきたいというふうに思っています。尾上委員もおっしゃっていたのですが、やり方等に関しては、具体的な話になってきますので、これから少し研究して具体的に掘り下げていく必要があるかなと思います。今、現状としては確かに、ランク順ということでしたけれども、例えば一具体的な話になりますけれども、市長のほうはA項目、B項目、C項目を答えて、あとは部長が答えるといった内容ですと、どこからつながっているのかということが確かにわかりにくいので、そういった意味では、大項目順といった形でするのかということも、分割質問の形式の中で話し合っていけばいいのかなというふうに思います。

赤星委員

一番わかりやすいのは、一問一答方式ですよ。なので、一括質問一括答弁方式ではなく、できればみんな、一般質問は一問一答方式でやるという方向に持っていけないのでしょうか。分割質問方式というものは、私は実際に見たことがないのですが、想像

するに、大項目の中で、また順番がどうなのとかいろいろと出てくるかもしれないですし、また少しややこしいやり方なのかなと思うので、私は分割質問を新たに導入するよりも、みんなが頑張っ、努力をして、一問一答方式で質問できるような、そういう議会に向かっていけないのかなと思うのですけれども。

佐藤委員

私も、分割質問方式の導入について、反対をするものではないのですけれども、先ほど村石委員からも方法論、やり方がいろいろとあるのだろうとおっしゃいましたが、現実的に私がイメージすると、かえってややこしいなという形態しか浮かばないので。何度も言いますけれども、私も、市民にわかりやすくというテーマでいくと、現状では一括質問一括答弁方式と一問一答方式を認めているわけですから、そういう意味では、赤星委員がおっしゃるとおりですが、議員の努力として、市民にわかりやすくということ、分割質問方式をうまく利用して、さらに一括質問一括答弁方式よりも分割質問方式でわかりやすくすることを第一段階として、そういったものを選択するという議員がおられてもいいのかなと思うのですけれども、現状の中で、一

問一答方式で、最初にこの大項目でやりますよということを書いて、一問一答方式を進めていく。次に第二項目として、これですよと言って進めていく—出入りもないわけですから。そういう意味でいうと、私もこの分割質問の導入については、反対ではないのですけれども、こういった導入の仕方になるのかということで、少し今、現状として具体的なやり方を研究していく中で、最終的に、あえて分割質問ではなくても、一問一答方式でいけるのではないかという結論になるような気もするのです。ただ、一括質問一括答弁方式よりは分割質問方式のほうが良いという選択をできるようにということであれば、できるだけ速やかに、運営上もスムーズに、カメラがあっちに行ったりこっちに行ったりせずにできるのであれば考えてもいいのかなということで、非常に今、結論を出しづらいのですが、いろいろな観点から研究をしなければいけないのかなという感じがいたします。

高田委員

皆さんのお話もいろいろあると思うのですが、私も分割質問を導入すること自体に反対をするものではないのですけれども、現状のわかりにくい点が一先ほどから出ているように、一括質問一括答弁方式で質問を

した場合に、大項目が飛んで、しかも前の項目の何々について答えます、何々について答えますというふうに、すごく長い文章になると、そこでまた時間が取られるということがあります。なので、分割質問方式を取り入れる前に、当局側に可能かどうかを検討してもらいたいと思ったことがあるのです。それは、質問は一括ですのですが、回答を、大きな項目の1番なら1番の回答が全部終わってから、2番目の項目の回答をしてもらうというふうに、回答側の工夫を議会としてお願いできるものなのかをまず聞いてもらって、それが可能でないときに、また分割質問の導入というものをどう考えようかという形で考えていったほうがいいのかというふうに思います。

尾上委員

赤星委員が言われたことは、確かにそうなのだと思うのですがけれども、私はやはり、一問一答方式と分割質問方式は全く違う一わかりやすいから一問一答方式がいいということではないのかなと、私たちは思っているのです。それであえて分割質問の導入ということを提案させていただいたのですが、今、高田委員が言われたように、大項目ごとに答弁をしてもらうといっても、例えば一括質問一括答弁方式で20分くら

い質問をしゃべると、やはり前にしゃべったことは、皆さんもうわかっていないということが現状かなと思います。だから、分割質問方式で、今言ったことを今答えてもらうということが一赤星委員が言われることは究極だと思うのです。それが一番いいのだとは思いますが、私は分割質問方式と一問一答方式は違うのだという認識があるので、今、一問一答方式が分割質問方式と同じような使われ方をしているというふうに思っているものですから、それは少し違うのかなと。一括質問をしっかりとできるようになったら、それは確かにいいのだというふうに思っているのですが、私の思っていることが違うと思ったら、それはそうなのかもしれませんが、私は一問一答方式と分割質問方式は違うと思っています。

座長

大体の意見が出たと思いますので、少しまとめさせていただきます。現在、一括質問一括答弁方式と一問一答方式があり、一括答弁方式の場合は、誰かの言葉をかりるとランク順で答弁されるので、あっちに行ったりこっちに行ったりしてわかりにくいと。そうであれば、その答弁をなるべくわかりやすいような、質問順番にするか、大項目

でくくるのかというお話がありました。それともう一つ、富山県議会を見てきたら、最初は演壇に登壇して、第二項目からは自席に戻ってという動向一変するに動きについてですが、どこでどういう形式でやるかということもありますので、ここで机上で話をしているだけではなく、実際に少し当局にも可能性があるのか聞く、あるいは分割質問方式を導入した場合のやり方は、今の県議会のやり方ではなく、もっといいやり方はないのか、もう少し具体的に皆さんに提示をしたいので、次回までに事務局のほうで、きょうの意見を聞いて、具体的にできること、できないことなどを少し取りまとめてもらいます。きょうは結論に至りませんが、この協議事項は次回に持越しさせていただけないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、そのように決定いたします。
次に3番目、議会改革検討調査会等における議論の尊重についてです。これは自民党からの提案なのですが、副座長から少し御説明をお願いします。

副座長 このテーマについては見てのとおり、まさ

に今、行われている会議については、全会派から委員が出ておりまして、今までも大変積極的に多くの意見が出ているものと思います。今までは多様な考えが、近かったり遠かったりあると思うのですが、この議論の尊重についてということは、正直なところ、これは真っ二つに分かれるのではないかと思います。一度このことについてここで議論をしたことを尊重しようということとは、私どもの会派はみんな同じ考えでして、ほかの会派にも全く同じ意見の方がいると思います。全くそうではない会派の方も、きっとおられるのだと思います。これを一度しっかりと、どう思っておられるのかということ、まさに議員間討議を一度この座で試してみ、なぜこれを尊重したいと言うのか、なぜそうではないというふうに思われるのかということ、一度話し合うべきだというふうに考えております。できれば私は尊重したいというふうに思っておりますが、反対の意見も含めて、座長にはぜひ、皆さんの意見を討議という形でさせていただければいいのかなというふうに思うわけです。

座長

このことについて、少し参考ということで、他都市の事例を調査した結果が皆さんのお

手元にあると思いますので、この資料について、事務局から説明させます。

議事調査課長 〔資料「【調査結果】議会改革に関する請願について」により説明〕

座長 ただいま説明をしていただきましたが、意見を伺う前に、今、説明をされたことについてわからない点があれば質問をしてください。

赤星委員 中核市48市で、請願が出されたことのある11市のうち、不採択の8市ですけれども、これは具体的にはどういったことを求める請願だったのかわかりますか。

議事調査課長 内容につきましては、そこまで確認しておりません。議会改革に関して検討中であるものについて、請願が出されたことがあるかどうかという質問をして、具体的な内容までは確認しませんでしたので、それはわかりません。

赤星委員 では、どこの市議会かということわかりますか。

議事調査課長 細かい資料は事務局で持っております。

座長 今、手持ちではないということですね。

議事調査課長 はい。

座長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

座長 それでは、このことについて皆さんの御意見をお聞きしたいと思いますので、順次どなたからでもお願いします。

久保委員 この話は、私も議員として大変重く感じているテーマでして、というのは、私たちは間接民主制で選挙という大変厳しい戦いで、有権者の皆さんに訴えて、賛同していただき、投票していただいて、市民の代表として、この議会の場に立っているわけです。そういう私であっても、例えば、自分がどれだけ正しいと想着いても、発言をすれば、それがすぐに採択をされるとか、実現するというわけではないのです。自分の思いを実現するためには、会派の同僚議員であったり先輩議員であったり、場合によっては、会派を超えていろいろな人たちに意見を求めて、賛同を求めてといったことを繰り返しながら、それでもまだまだ、自分

の思いといったものは採択されないということが現状だと思うのです。そういった中で、例えば請願者の方が、ぽんと請願を出されたからといって、なかなかそれが採択に至らないということは、この議会という仕組みの中においては、通ることが当然なのではなくて、そういった努力を重ねていきながら、ようやく請願というものが採択されていくということが前提なのだということを、まず、請願者の方に知っていただかないとだめだと思うのです。そうでなければ、私たちは何のために選挙をやって、議員のバッジをつけているのかわからなくなると。私は請願者の方にもいろいろと連絡先を教えたのですが、残念ながら、前回の請願の前にも、事前にそういう相談がなかったのは、私の話し方とか、信頼感が十分に請願者には伝わらなかったから、相談をされなかったのだろうなというふうに反省をしているのですけれども、ただ、その請願者の方が議会に請願を出して、それが通らなかったから、富山市議会は議会改革に対して後ろ向きだとか、議会に失望したというような認識を持たれるのであれば、この後、それは違うよということを私は伝えたいなと思っています。議員間討議ということで、今ちょうど目の前に、顔が見え

るところに木下委員がいるので、1つお聞きしたいのですが、まず、紹介議員として、何を目的に紹介議員になっているのか教えていただきたいなと思います。

木下委員 この件について、私なりに考えてきたのですけれども……

久保委員 私の質問に教えてください。

木下委員 その請願内容に関して賛成できるかどうかと、私はそういう基準で考えているのですけれども。

久保委員 私たちは、それは本当に無責任だなと思うのです。もしも私が紹介議員になるとすれば、何とかその願意を酌み取って—これは反対討論でも言ったのですけれども、それを実現するために、一体どれだけの努力をするのか。願意が一緒だから紹介議員になりますということを否定はしませんけれども、逆に木下委員は、その紹介議員になって、請願が採択されるために何か行動はされたのでしょうか。

座長 その前に、このやり方でいいですか。

(「よくない」と発言する者あり)

久保委員 ここだけ、確認しておきたいのです。

木下委員 その請願に対しては向き合っていたのですけれども、議会の中でほかの議員の方に広げたりといった行動は特には……。

座長 2人のやり取りになると少しよくないと思いますので、限定せずに、今の久保委員の意見は意見として、久保委員の意見に反対される方、皆さんで手を挙げて意見を言ってください。

久保委員 ごめんなさい。木下委員を責める目的ではなくてですね……

(「責めていた」と発言する者あり)

座長 続けてください。

久保委員 私の中では、この請願というものを通すために、議員として努力をしていかななくてはならないと思っていまして、紹介議員になるのがいけないのではなくて、皆さんが請願を実現するための努力をどのように重ねていくのか、私はこの請願というものは、

やはり1つの選択肢であるのだろうなど。木下委員は期別でいうと、もちろん私より先輩ですし、先輩といえども近い環境の中で、どのような意味合いでやられているのか、そういった意味で、憲法に書いてある権限だから何でもよしではなくて、私たちは議員として、そこは願意をしっかりと受けとめて、実現に向けてどういう行動を取っていくのかということが、この議題の本質だと思っているのですが、私としては、そこが少しわからなかったもので、確認をさせていただきました。理想として、チーム議会、オール議会と標榜される人たちには、ぜひ紹介議員になられたら、会派を超えて、いろいろとそういった活動をやっていただいて、請願というものが採択されるような努力をしていていただきたいと。そういったものをなくして、このままのやり方を進めていくと、請願自体がパフォーマンスと市民に受け取られてしまう。これは憲法に定められた重要な権利でありますから、そういうような誤解を市民に与えないような取組みを議会としてしっかりとやっていただきたいなと思います。

村石委員

検討事項の内容等を書いてあることについて意見を申し上げます。議会改革検討調査

会において議論されている件について請願がされた場合は、本調査会の議論そのものが形骸化するおそれがあるというようなことが書いてありますけれども、私はそのようには思いません。どのような請願があったり、どのような意見があったりしても、本調査会において誠実に、真摯に、いろいろな意見を出し合うこと、そのことに何ら影響はないと思いますから、形骸化するとは思いません。それと、紹介議員制を取っている以上、その旨を理解してもらうように対策すべきということは、請願を頼まれたときに、今、議会改革検討調査会で議論をしているのだから、このような請願はされないほうがいいのではないですか、という提案をなさいというぐあいに読み取れるのですね。まず、請願に対して紹介議員になるかならないかは、全て、議員個人が判断すべきことだと思います。それと、私たちの会派の基準としては、第9回の政務活動費のあり方検討会でしたか、今後の課題ということで整理をした項目があります。その項目に似た項目が請願として上がってくる。私たちが紹介議員となるときは、将来、議会改革として目指す方向性、方向性が一致していれば、当然、紹介議員になるという考え方でいます。ただし、請願内

容に事実と反すること、あるいは法律적으로見て間違っていること、そういうことについては、直してくださいと言うことはあります。

副座長

すみません。私の最初の導入が悪くて混乱させてしまいました。私が言いたいのは、今、例えばこの議会改革検討調査会で出てきた内枠の意見が、そのまま請願で上がってくることについて、紹介議員となるということに対する問題を言っているわけです。何かと言えば、例えば大島委員、上野委員などからも請願が出てきました。大島委員、上野委員、私たち全員がそうですが、選挙で選ばれて、ここで発言をして、それぞれ私たちの意見が通ることとあれば通らないこともある。皆さんそれぞれの意見を言って通らなかったことが、皆さんと非常に同等の意見を持たれる、全くその意見の内枠のものを出してこられて、それが通るということがあれば、ここで議論をしている議員の存在がそもそも何だったのかということと、ものすごく一ここで場を与えられて意見を言った議員の意見が通らなかったのに、同じ意見を市民の方が出してこられても、それは通るはずがないということを一同じ内容ですから。先ほど久保委員も言っ

ていたのは、もしそこまでやるのであれば、さらにそこから全会派に対して説得を試みるとか、そこまでの努力をした上での請願であれば、まだ私たちも理解はできるのですが、何の努力もしない上に、御自身の意見が通らなかつたから、まるで敗者復活戦のように一私どもの意見も通らないことは山のようにあるわけですが、通らなかつたことと全く同じ意見が、請願で出されてくるということは、私はこの会そのものの存在価値を失わせるのではないかとということを書いて御提案しているわけです。これに対する反論があれば、どうしてそうなのかという御意見があれば、ぜひ皆さんからお聞きしたいなと思うわけです。

竹田委員

副座長と同様の話かと思いますが、検討事項の内容等を書いてあることは、先ほども議論がありましたけれども、請願内容が本会議において採決されてしまい、本調査会の議論そのものが形骸化するおそれがあると。おそれがあるかないかということは議論があるところでしょうけれども、いずれにしても議論をしているのに請願内容が本会議において採決されてしまうという、この1点において、まさに議題として議論をしているのに請願内容が先行して採決され

てしまうということは、この議会改革検討調査会の否定とまではいかないにしても、少し手順が逆さまだと、このことは、はっきりしていると思います。やはりそのことについては、しっかりと峻別して、議論をしている内容については請願を控えると、そういうことだと思えます。

上野委員

最初に副座長が言われたとおり、意見が真っ二つに分かれるという可能性は確かにはらんでいるのですけれども、私どもはここで話し合った内容を別に尊重していないとか、自分たちの意見が通らなかったからといった趣旨で、その紹介者となっているわけではもちろんありません。請願権という言葉がいつも出てくると思うのですけれども、改めて少し確認をしたいのですが、例えば仮に、同じような内容で請願が出されてきて、今まさにこの場で話し合ったけれども、市民の方はそのことに関して、やはりここに関しては、もう少し改善をしてほしいという形で意見を上げられている、例えばそれに紹介議員がつかなかった場合に、では陳情として上げたいといった形になったとしたら、その中で何か差は生まれるのでしょうか。

副座長

今の上野委員のお話は、上野委員がこの場で明確に主張するべきだと思うのです。しっかりとその方の願意を酌み取って、それぞれ、自分の思いというものを一通る通らないは別にして、私たちはそのステージを与えてもらったわけですから、ぜひ声を大きくして、その意見を言うべきであるというふうに私は考えているから、このようなことを言っているということです。

押田委員

今の上野委員の意見に対して、先ほど久保委員と江西副座長が言われた、請願を受けて紹介議員になったその後一体何を議員としてやったか、「よいしょ」と上げましたと、それだけが仕事ではなくて、やはり会派に訴えかけることが必要だと言われたことが重要なのではないかなと思います。請願権は確かに権利ですけれども、紹介議員になった限りは、そのために動く、汗をかくということが求められているのではないのかなということを、私は今、感じます。それと、あとは前の話になるのですが、それでも、少し記憶が不確かなのですが、たしかインターネット中継の導入に関しての請願があったような気がするのです。不確かですので、もし違っていたらごめんなさい。そのときに、私が見ていたときには、「直

ちに導入を」というふうにありました。富山市議会では、議会としてまもなく導入するという形で考えていたような気がするのです。そうした場合、紹介議員は、「直ちに」とか「間もなく」とか、今、検討をされていて間もなく導入される予定だという話は、請願者に対して、紹介議員の依頼のときに、ちゃんとこういうふうな議論が進んでいますよということを説明していかないといけないし、その請願の直ちにということとは、すぐに入れなさいということですよ。今、検討をしているということは、間もなくですよ。そういう言葉尻で申しわけないですけども、そういったことを説明していく義務も出てくるのではないかと思います。そういう意味では、この3項目目というのは、紹介議員は請願者に対して、ある程度の責任を負いましょう、また、話し合っていきましょうということでしょうか。

赤星委員

まず、最初に江西副座長がおっしゃった、議会改革検討調査会の検討事項の内容等に書いてある問題ですけども、請願内容が本会議で採決されてしまうのは、この議会改革検討調査会が正式な委員会ではないから、委員会付託がなくて、どこにも付託す

べき委員会がないので、本会議で採決されるのではないかと思うのですが、座長、事務局、どうですか。

座長 内容ではなく、システムの話ですね。

赤星委員 はい。

議事調査課長 まず、この議会改革検討調査会で決定されたことについては、議会運営委員会もしくは各派代表者会議に回付され、それが最終的な富山市議会としての総意、意思として決定されます。少し回答がずれるかもしれないのですが、請願の場合には、委員会に必ず付託をされて、審議をされて、最終日の本会議で採決をされるということになります。必ず委員会に付託されるかどうかということが、請願と陳情の違いになります。

赤星委員 江西副座長が、この議会改革検討調査会において議論されたことを尊重している人と、していない反対の人とおっしゃいましたけれども、私はそれは全く違うと思います。ここでみんなで議論をして決めたからには議員はみんな尊重しているのです。例えば、自分は反対していた、一般質問の時間制限を年間90分から120分にするという問

題については、議論をした上で多数決で決まりましたから、それを守ってみんな質問をしているわけです。ですから、議員の中に尊重していない人はいないと思います。ただし、請願というものは、市民の方、「何人も」出せるわけです。それを議員側が出さないほうがいいのか出すなということは、まさに請願権の侵害に当たりますから、それはやってはいけないと思いますし、文言を一字一句インターネット中継の導入を求める請願は確かにありました。直ちにやってほしいという、そのお気持ちは十分にわかるのです。それを今、検討中ですよということはそれはもちろん説明をしているし、請願者の方も御存じの上でやっておられるわけですよ。それは、直ちにとっても、調査をしたり検討をしたりしないと導入できないわけですから、検討していること自体が「直ちに」という状態だと思うのです。それを文言を直せというのは、検閲に当たるのです。憲法21条で禁じられている検閲です。議会側は権力者側なのです。請願の主権者は住民なのです。そういうことをするのは、これもいけないことだと思います。それと、住民と議会という関係ですけれども、議会は行政をチェックする監視機能を持っています。では、

議会は誰に監視されるのか。住民が議会を監視するわけです。住民と議会は相互に信頼関係を築いていかなければいけないのですけれども、住民の皆さんが見ていて、議会でこういう議論がされているけれども、それはやっぱり違うよと思えば、住民からそういう請願が出ることも当然だと思います。そういう関係であることを忘れてはいけないと思います。まだ意見はありますが、少し長くなりますから、また後でお願いします。

座長 続けて言ってください。

赤星委員 座長のお許しを得ましたので続けます。そもそも富山市議会で議会運営や議会改革についての請願は、過去に毎回たくさん出されました。私は昨年6月議会でも、請願の賛成討論で紹介しましたけれども、かつて一般質問は議員一人当たり年間1回で20分以内だというひどい質問制限を導入されそうになったときに、そういう制限をやめてほしいという議会運営、議会改革に関する請願が、初めてではないでしょうか、そのときに出されたのです。それから10年と半年の間に、合計43定例議会のうち、18定例議会合計41件の請願が出され

て、その中で6, 779名分の請願署名が出されたわけですけれども、富山市議会は、ずっとそれを否決し続けてきました。ですが、ああいう事件が起きて閉鎖的な議会ということが問題になったときに、やはりこれは質問制限をやってきたことが問題ですよねと……

座長 赤星委員、話を装飾しないで本題に戻ってください。

赤星委員 そうということがありましたので、やはり議会内部で決めたことだからと言って、住民の方がそれを見て、やっぱり直してほしいと思うときには、請願が出て当然だと思いますし、それを制限してはいけないと思います。

村石委員 江西副座長の考えについて言います。請願について、少し整理をする必要があるので簡単に言いますと、請願が市民から出された場合に、議員が紹介議員になるかどうかは、あくまでも議員が決めることであって、1名以上が署名すれば、それは受け入れられて委員会にかかって、本会議にもかかる。議員は、いわゆる橋渡しの役目をしているのだと思います。その中で、あくまで、請

願の内容や方向性—こういう方向性を目指してやっていくのだという願意に合意できれば、紹介議員になるのだということと、議員が請願を採択するために各会派を回るということは、基本的にはありません。意見書とは違います。あくまで、請願は出した請願者が各会派を回って、各会派の代表者と意見交換をして、文言を直す直さないなど、それは請願者が考えることであって、議員が各会派を回ってするということはないのです。意見書は別です。意見書は、賛同してくださいということで、各会派を回ります。そのように整理すべきではないでしょうか。

副座長

今の村石委員の話と赤星委員の後半のほうの話で、根本的な考え方がやっぱり違う—違うということはお互いに尊重しないとイケないのですが、違うということがわかりました。私どもの会派では、請願というものは、願意を達成させたいと常に思っているわけです。橋渡しであるとか、通らないのがわかっているけれども出そうとかいうことではなくて、請願人が願意を出してくる場合は、それを通すのが役割だと思っているわけです。もしくは、それを通す場というものがこうした会議であり、与えられ

ている場でしっかりと議論をして一誰もお互いが憎くて反対しているわけではなくて、それぞれが自分の考えを持っているので通らないことがたくさんあるわけですので、ほかから出てきたから通るというわけではないのです。同じ意見が出てくれば、当然通らないということは、そのとおりだろうというふうに思うわけです。同じ意見が通っていないものであれば。そうであれば、やはり、根本的なスタンスというものが違うということが、今、私は少しわかりました。

佐藤委員

議論伯仲のところで大変恐縮なのですが、意見を出し合うということで、冒頭に座長からこのテーマをいただきましたので、こういった議論になることは結構なことだと思います。私はこのテーマについて、最初に見たときには、この議会改革検討調査会等において、議論の尊重をするというテーマでありましたので、例えば、この請願が出された場合ということで、この提案の趣旨が説明されております。議論があちらこちらに行っているようですけれども、請願については、これまでも我が議会、少なくとも一昨年以降の対応については、やはり一つ一つ丁寧に対応してきたというふう

に、私は個人的には自負をしているところ
であります。要は、請願は市民の権利であ
りますし、議員が紹介議員になる場合にも、
当然、その良識に基づいて議員は紹介議員
になったのであろうと、それだけの覚悟を
持って行ってのことだろうと思っております
ので、一つ一つ丁寧に、最終的には否決
をする場合もありますし、本会議場でそれ
について云々しなくてはいけない場合もあ
ると。これは、それぞれ委員会に付託され
ている内容等についてもそうです。現状、
今、委員会に付託をされているにもかかわ
らず、あえて請願がなされたことについて、
それはもう出された、もしくは紹介議員も
いるということであれば、当然、それにつ
いても上げてきて、委員会であれ、本会議
であれ、その場で一つ一つ対応をしてきた
つもりでありますので、このテーマにつ
いては、現状はしっかりと我が富山市議会
では丁寧に尊重して対応をしているという
ふうに私は認識をしております。ただ、先
ほど来いろいろな意見がありますので、
紹介議員になる議員の覚悟と言いますか、
そういったこと—今現在、こういう状況
なので、本当に通る可能性はありますか
ということも、十分に承知をしながらや
っているのだらうと思っておりますし、
それについて最終的に

結論が出た場合は、それはやむを得ない一議会ですので、当然、一般会計予算等もそうですけれども、議会として一致して当局に賛成したのであれば、私は反対だったとかいろいろなことがあるかもしれませんが、最終的には議会人として、そのいろいろなことについての説明責任は負ってしかるべきだという覚悟で私は議員を務めているつもりです。いずれにしても、それぞれの良識においてやっていくということは、きょうの最終的な結論として、それぞれの議員各位、または会派の良識に基づいて、粛々と今後もやっていくというふうに言わざるを得ないのかなと思いで参加をしました。

押田委員

今後のために一言言わせていただきたいのです。先ほど赤星委員の意見の中で、請願の文言を動かすことは検閲に当たるという話が出ました。「てにをは」を直すことまでもそうなのですか。言い回しを直すことはどうなのですか。その後に、村石委員の発言の中で、議員は橋渡しをした上で、相互の話合いの上で文言を直すという言葉が出ました。これは検閲には当たらないわけですか。私は先ほど江西副座長が言われたとおり、請願者が思いを持ってくる、願意を持ってくることに対して願意を達成させ

るために、話合いのうちで、この言葉より
こういう表現はいかがですかという提案を
して、それを認められるかどうかは請願者
が選ぶことだと思っておりますので、検閲
という言葉はちょっと違うのではないかと
いうことを、あえて議事録に残しておきたい
と思います。以上です。

久保委員

先ほどから、市民と信頼関係を築くという
言葉が多用されていますけれども、私はそ
れに対して、紹介議員がどのような対応を
したのですかと聞いたところ、責めている
というような発言をされました。そもそも
その姿勢をどう考えているのかということ
に対して、そのように発言を横からされた
ことは、個人的には大変おかしいのではな
いかと思っております。もう1つ。私はこ
の話をするとき、ある請願者の方にお会
いしました。この前、議会改革に関する請
願を上げられた方です。その方に、なぜこ
の請願を上げられたのですかと、なぜこの
テーマを選ばれたのですかという確認をさ
せていただいたところ、その方は、ちょ
うどタイムリーだったと、何か請願を上げ
住民参画の機運を高めたかったのだとい
うような趣旨の説明をされました。その
方に対して私は、請願というものは、こうやっ

て市民活動であったり啓発的なもののために使う権利ではないですよというような説明をさせていただきました。ですから、紹介議員の方は、果たしてその請願者に対して一体どこまで願意を酌み取っていたのかというところに、まずは疑義があるというふうに思っております。あともう1つは、紹介議員になられた方とお話をさせていただきました。本会議で議決をするということは、大変重いものであるということが、私の考えです。これを直ちに、すぐにしてほしいと、これを議決することは、その先の行政の行動を議会としてしっかりとチェックをして実現していくという約束にほかならない、決まり事になるというふうに伝えました。そうしたら、その紹介議員の方は、そうではないと。願意は一緒だから、何となく通ってもいいのではないのかといったような話をその場でされました。そういう形で、この請願権というものを取り扱っていく一請願の紹介議員のほとんどが、請願は憲法に位置づけられている大変重要な市民の権利であると、そういうことを訴えながら、当の紹介議員が、しっかりとした認識と行動を伴わずに、願意が概ね一緒だから、文言を読んだら大体同じだから紹介議員になろうというようなことが、今後

はなくなっしてほしいというふうに思っております。これは何も、請願者の請願権を犯すものではなくて、やはり紹介議員の方には、しっかりと請願者の願意に向き合って、かつ、この議会というものをしっかりと尊重した対応を取っていただきたいなと思っております。

木下委員

今回、こういった自由討議形式でとお話がありまして、私も請願というものをめぐる認識の違いが、やはりそれぞれあるのだなということがすごくわかりました。私もいろいろと考えていたのですけれども、議会改革検討調査会の検討事項の内容等を書いてあることは、内容的に少し踏み込み過ぎなのかなと、今までどおりでいいのかなというふうには考えているのです。私たち議員は、議会内の状況、議会改革検討調査会でこういう話がされているとか、そういったことを事細かに請願を持ってこられた方に御説明はできると思うのです。今はこういう状況ですよということ是可以できると思います。しかし、原理的な話ですけれども、請願権上、その請願を出すべきではないと請願の提出をとめると、そういった権利はありませんし、紹介議員になるかどうかということ、究極的には議員一人一人がみ

ずから決める権利があると思うのです。一人一人の判断だと思うのです。請願を持って来られた方も、さまざまな判断で持って来る。それに対して、議員も一人一人が紹介議員になるかどうかということを決める権利があると思うのです。だから、こういう基準で決めなければいけないとか、そういうふうに紋切り型に決められるのかどうかということは少し思います。請願が上がってきたら、議会において粛々と手続きにしたがって賛成、反対の表明をしていけばいいというふうに思っております。

大島委員

最後の発言になります。江西副座長から名前を出していただいたものですから、一言答弁をさせていただきます。副座長がおっしゃるように、この議会改革検討調査会をないがしろにしたり、反対していたから請願者の意見をかりてやるということでは決してありません。副座長の思いはどうかわかりませんが、私は、この議会改革検討調査会で富山市議会が、本当に改革に進んでいるのだということを見せたいという気持ちは誰にも負けません。まして今、自民党の会派一名名前を出して悪いのですけれども、調査をしながらまだ1,000万円も出ましたと。もうありませんと言いな

がら、いつまで出るのか。まだそういうことがあるという……

座長 大島委員、本題に戻してください。

大島委員 市民から非常に厳しい目で見られているということが事実であります。きょうも、請願者が傍聴に来ておりますが、ものすごく、議会の議事録なりを読み込んでおりますし、傍聴にも来て、12月議会の本会議をインターネット中継を見ながら、原稿に起こして、自分で書いております。内容については、私よりもよほど詳しくわかっております。それで、なぜ請願を出すのかということとは、請願を出さなければいけないという議会だから出すのだという気持ちが強いのだと思います。もし自分が思ったとおりに改革をしてくれているという気持ちがあれば、温かく見守るといのは変ですが、請願を出さずとも、やがて動いてくれるだろうという期待をみんな持っているのです。けれども請願を出すということについては、非常に気を使いながら文面を考えて出しておられます。その請願の内容については、すぐにこうなさいということではなく、将来的にはこう変わってほしいという期待を込めた請願だということで、私も紹介者

になっております。昨年12月議会、9月議会を含めてですけれども、賛成討論、反対討論が、今までになく非常に活発に、異常なくらいにやったかもしれませんが、それによって逆にお互いに、非常に議会に対して改革をしたいのだという気持ちがよくわかったのではないかなと思います。副座長がきょう提案をされましたのであえて言いたいのですが、討論でも言いましたように、自民党会派さんの公聴会などといったことに対しては非常に評価をしておりますし、この改革を少しでも前に進めたいということは、皆さん同じ意見だと思いますので、ぜひ、イエスかノーかというふうに色分けをしないで、これからもやっていただきたいということだけはお伝えをしておきたいと思います。それが請願者の気持ちでもあるというふうに思っております。長くなりましたが以上です。

座長

皆さんの意見は出尽くしていると思いますので、皆さんお聞きのとおり、それぞれの立場で、ポジションは変わらず、そういう要望でありました。佐藤委員がおっしゃったとおり、やはり一つ一つの案件に丁寧に説明をし、対応をしていただきたいと思います。法律がどうだとかと、権利だけを主

張するのではなく、富山市民のため、富山市議会がどうあるべきか、そのときにどういうスタンスを取るべきか、それぞれ微妙には違いますが、その意思を固めて、今後この議論については終わりが無いものと思っておりますが、それぞれの立場で丁寧に取り組んでいくこととして、まとめさせていただいてよろしでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

佐藤委員 尊重するということですね。

座長 はい。それでは、そのようにまとめさせていただきます。よろしく願いいたします。

木下委員 この議会改革検討調査会でこうやって1年間一約1年ですけれども、全会派から出されたさまざまな検討事項を議論してきた中で、改革の振り返りですとか、今後、残りの検討事項をどう議論していくのかということに対して、次回以降の会議で話し合いを試みてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

座長 振り返ることについて、これまで改革をしてきた結果、富山市議会が取り組んできた

改革に類するものの経過については、皆さんにお示ししております。それから、木下委員が言われたとおり、3月はわかりませんけれども、定例会の月には開催していませんので、予定では、今期はもう1回だけになります。私約交代という風習がございますので、このメンバーでの会議はもう1回になるのだと思います。先ほど2番目の項目、分割質問の導入については、次回に持ち越しということになりました。もう1つ、今回は間に合わなかったので提示できませんでしたが、委員会資料のインターネット公開についても、議論が継続となっています。これについては、次回、正式に議題に上げさせてもらって、皆さんの御意見をお聞きしたいと思っております。残りの項目について、私が提案したタブレット端末の導入についてもそうですが、お金がかかる話は次年度に、メンバーは違うかもしれないけれども、この会議でいろいろと調査や視察をしていただいて、タブレット端末やモニター、表決システムなどと幾つもあったと思うのですけれども、施設関係や費用のかかるものについては一くくりで次回の協議にはかけずに、次期に送りたいと思っております。残りについては、また正副座長で検討をして決めさせていただきたい

と、御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

赤星委員

タイミングを逃しまして、押田委員に聞かれた件について一言だけお願いします。押田委員、すみません。もちろん私は、てにをはが間違っているとか、事実と違いますよと、こういったことを指摘したりアドバイスするくらいは当然あってしかるべきと思います。要は、請願者が言いたい趣旨を変えさせるとか、骨抜きにするとか、そういったことはやってはいけないという意味で申し上げました。

上野委員

別件で、検討項目としては上がっていないのですが、政策検討会議が以前、協議項目として上がっていたかと思うのです。その中で、座長のほうには事前に少し話をさせていただいたのですが、ファシリテーションに関する講座を全議員への研修という形で、できれば開いていただけないかなと思っております。こちらで言えばいいのか、座長を通して議長に言っていただく形がいいのかわからなかったもので、提案をさせてもらいました。

座長

もしやるとすれば、ここではなく、各派代表者会議ですかね。協議ではなく手続なので。

本日御協議いただいた項目につきましては、正副座長から議長に協議結果を報告することといたしますので、御承知おき願います。次回の開催日程及び協議事項については、正副座長で協議して、改めて御案内したいと思います。

これをもって、本日の議会改革検討調査会を閉会いたします。

平成30年1月23日
議会改革検討調査会記録署名

座 長 柝 山 数 男

署名委員 久 保 大 憲

署名委員 竹 田 勝